

奈良県総務事務処理業務委託落札者決定基準

1 評価方法について

- (1) 落札者は次に示す計算式により算定された「総合点」の最も高い者とする。

「総合点」は、200 点満点とし、得点配分については、「技術点」、「価格点」をそれぞれ 100 点満点とする。

総合点 (200 点満点)	=	技術点 (100 点満点)	+	価格点 (100 点満点)
------------------	---	------------------	---	------------------

- (2) 提案内容の評価（「技術点」）

「技術点」とは、「提案書評価表」に基づいて、提案内容の評価するものである。ただし、提案を求める項目について記述がない場合は、当該項目の評価は「0 点」とする。

- (3) 入札額の評価（「価格点」）

「価格点」とは、入札額を後に示す計算式を用いて評価するものである。

- (4) 有効数字について

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

- (5) 「総合点」の最も高い者が 2 者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とする。

イ 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

くじにより落札者を決定するものとする。

この場合において、当該者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該調達事務に全く関係のない本県職員にくじを引かせるものとする。

2 技術点について

「技術点」は、提案書の内容について、以下の手順で採点を行う。

- (1) 提案書の分類と各配点について

提案書の内容と評価については「提案書評価表」のとおり分類と配点を設定する。

- (2) 「技術点」の算出方法

提案を求める項目単位に評価を行う。

ア 「項目技術点」の考え方

① 提案を求める項目単位の採点は、0、1、3、5点の4段階で評価する。

② 提案を求める項目について記述がない場合は「0点」とする。

イ 「技術点」の計算

「技術点」の計算は以下の式で行う。

① 技術点＝各項目技術点の合計

3 価格点について

入札価格に基づく「価格点」は次のように算出する。

$$\text{価格点} = 100 \times \{1 - (\text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格})\}$$

4 失格基準について

以下の場合には落札者とししない。

ア 提案書評価表の記載要件毎の項目技術点が0点の場合

イ 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合

ウ 予定価格の年度ごとの上限を超えた奈良県総務事務処理業務委託入札明細書（以下「明細書」といいます。）を提出した場合

エ 入札書に記載された価格と明細書の合計欄に記載された価格が異なる場合